

〇〇〇ライセンス契約（案）

株式会社◆◆◆（以下、「甲」という）と、株式会社●●●（以下、「乙」という）とは、■装置（以下、「▲▲▲」という）の使用について以下のとおりライセンス契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約において▲▲▲とは、甲が開発した■装置▲▲▲をいい、その機能等の詳細は別紙1：『▲▲▲』に定める。

第2条（使用許諾）

甲は乙に対し本契約期間中、▲▲▲を使用、複製、販売、展示をするための独占的実施権を許諾（以下、「使用許諾」という）する。

第3条（▲▲▲の提供）

甲は本契約の締結後直ちに、▲▲▲に係る仕様書および関連資料を乙に提供するものとし、以後、追加で提供物が生じたときはその都度、甲乙別途協議して定めるものとする。

第4条（甲による支援）

1. 甲は乙の要求があったときは、▲▲▲に係る、改良・開発について、乙に甲の技術者を派遣し、技術支援を行うものとする。
2. 甲は乙の要求があったときは、▲▲▲に係る、営業・販売について乙への支援を行うものとする。
3. 前2項に係る支援の内容および費用等についての詳細条件については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第5条（▲▲▲の実施料および支払方法）

1. 乙は、▲▲▲を乙の顧客に販売したときは、▲▲▲の使用等に係る対価を別紙2：『▲▲▲実施料』に定める記載内容に従って甲に支払う（以下、実施料という）。
2. 乙は、乙の顧客から▲▲▲の販売に関する対価の支払を受領した都度、実施料についての計算結果、金額、甲による請求日および乙の支払日等を記載した報告書を甲に送付するものとする。
3. 甲は前項の報告書を受領後、内容を確認の上、報告書の記載内容に従って実施料の請求書を乙に対して発行し、乙は実施料の支払を行うものとする。

第6条（改良・開発）

甲または乙は、▲▲▲に関して本契約期間中に新たな改良または開発をしたときは、当該改良・開発技術の使用、複製、販売、展示をするための独占的実施権を相手方に許諾するものとする。

第7条（補償責任）

甲は、▲▲▲に甲の責に帰すべき瑕疵があって、乙、乙の下請業者または乙の顧客その他第三者に損害が生じたときは、その補償の責を負うものとする。なお、当該瑕疵が甲乙いずれかの責に帰すべきかおよび補償の範囲については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

コメント[E1]: 基本的に、頂いた先方の赤字修正案を反映した上で、新たな修正を修正履歴付で表示しています。

コメント[E2]: 別紙1：「▲▲▲」および別紙2：「▲▲▲実施料」の構成になりますので別紙1、2への表示を忘れないようにお願い致します。

コメント[E3]: お電話でお話ししたとおり、第1項で技術支援、第2項で販売支援の記述をし、第3項で、その内容および費用等の詳細条件については甲乙協議して定めるという形にまとめました。技術支援と販売支援の内容とで費用の決め方について、特に違いがないのであればこのような形がわかりやすいと思われる。

コメント[E4]: 別紙2に「▲▲▲実施料」を定める構成にしました。

★★重要★★

別紙2の記載内容がまだ、甲乙間での内部資料の域を出ておらず、第三者がみてもよくわからない形になっていますので、修正が必要かと思えます。

また、第5条第2項の報告書も実際に発行するときは当然、この別紙2ときちんと関連づけて作成し、甲に請求書を発行してもらわないと、「この支払金額の算出根拠は？」と税務署に聞かれた場合に説明ができなくなるので注意が必要です。

コメント[E5]: 一番緩い書き方で補償責任を記述してみました。

厳密にやろうとすると別途、品質保証契約を結んで数値的なものや補償期間、補償金額を定めるような形があります。またはそれらの要素を簡単にこの第7条に記述するやり方もありますのでご参考まで。